

福祉用具貸与・販売事業所の計画作成について

(介護予防)福祉用具貸与及び特定(介護予防)福祉用具販売について、利用者の状態に応じた福祉用具の選定や、介護支援専門員などとの連携を強化するため、(介護予防)福祉用具貸与事業者及び特定(介護予防)福祉用具販売事業者に対し、2013年(平成25年)4月1日から全ての利用者に係る福祉用具サービス計画の作成が義務付けられます。

作成にあたって留意すべき事項は次のとおりです。

- 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成しなければならない。
- 福祉用具専門相談員は、既に居宅(介護予防)サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画を作成した際には、当該福祉用具サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成後、必要に応じてモニタリングを実施し計画の変更を行う。(貸与のみ)

なお、福祉用具サービス計画の様式は、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「福祉用具個別援助計画書」などを参考にしてください。

<一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会>

アドレス <http://www.zfssk.com/youshiki/kobetsu.html>